

平成 26 年版

人権教育・啓発白書



平成 26 年版

人権教育・啓発白書

平成 25 年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省

表紙「世界人権宣言啓発書画・第12条」

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家こぎたいほう小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

「ねずみとかみ跡」

屋根のかみ跡は、「人格に対する攻撃」を表わしたもの

人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

谷垣禎一



文部科学大臣

下村健二

今日、いじめや体罰、児童虐待といった子供に関する人権問題に加え、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等が問題とされるなど、我が国の人権を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

また、我が国に入学する外国人は増加傾向にあり、平成25年には約1,125万人と過去最高となっています。こうした中、昨年度は、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがいわゆるヘイトスピーチであるとして取り上げられるなど、外国人への差別意識を生じさせることにつながりかねない事案が社会的な関心を集めた一年でもありました。

このような状況の中、私たち一人一人が、改めて人権についての理解と知識を深め、人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現に向けて歩み続けることの重要性を認識する必要があります。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月1日一部変更）に基づき、国民が、人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身に付けることができるよう、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、人権教育及び人権啓発に関する施策に取り組んできました。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が平成25年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、今後、人権について一層理解を深めるきっかけにいただければ幸いです。

平成26年6月

目 次

はじめに

第1章	平成25年度に講じた人権教育・啓発に関する施策	1
第1節	人権一般の普遍的な視点からの取組	2
1	人権教育	2
2	人権啓発	4
第2節	人権課題に対する取組	12
1	女性	12
2	子ども	17
3	高齢者	25
4	障害のある人	27
5	同和問題	33
6	アイヌの人々	36
7	外国人	38
8	HIV感染者・ハンセン病患者等	40
9	刑を終えて出所した人	43
10	犯罪被害者等	44
11	インターネットによる人権侵害	46
12	北朝鮮当局によって拉致された被害者等	48
13	その他の人権課題	51
第3節	人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	56
1	研修	56
2	国の他の機関との協力	60
第4節	総合的かつ効果的な推進体制等	61
1	実施主体の強化及び周知度の向上	61
2	実施主体間の連携	62
3	担当者の育成	63
4	人権教育啓発推進センターの充実	64
5	マスメディアの活用等	65

◆6	インターネットの活用	70
◆7	交通機関の活用	73
◆8	民間のアイデアの活用	73
◆9	国民の積極的参加意識の醸成	73

第2章 人権教育・啓発基本計画の推進75

はじめに

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なものである。豊かで成熟した社会を実現するためには、一人一人の人権が尊重されることが極めて重要となる。しかし、我が国では様々な人権問題が生じており、「人権」が守られていない状況が存在している実情にある。

平成25年度における我が国の「人権」に関する状況を振り返ると、いじめや体罰、児童虐待といった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題が依然として生じていることに加え、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがいわゆるヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めた一年であった。

法務省の人権擁護機関においては、あらゆる人権侵害について、その予防・救済のため、人権相談・人権侵犯事件の調査救済活動を行っているところ、平成25年（暦年）に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は2万2,437件であり、対前年比で493件（2.2%）減少したものの、①インターネット上の人権侵害情報に係る事件数、②教育職員による体罰に関する事件数及び③学校におけるいじめに関する事件数がいずれも過去最高となるなど、我が国では様々な人権問題がまだまだ多く生起している現状にあることがうかがえる。

また、平成25年度は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の成立、「障害者の権利に関する条約」（平成26年条約第1号。以下「障害者権利条約」という。）の批准等、人権問題の改善に資する施策の制度的な枠組みが整えられた一年でもあった。

このような中、政府においては、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進することが必要であるとの観点から、府省庁間の連携を図りながら、その取組を進めている。学校教育においては、人権教育や道徳教育の一層の充実等、人権尊重意識を高める取組を行い、社会教育においては、地域が抱える課題解決に役立つ「仕組みづくり」の推進等により、地域の社会教育における人権教育の取組を支援している。

また、人権啓発においては、法務省の人権擁護機関が、他の関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、人権について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害のない社会の実現を図るため、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

本書は、平成25年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。